

第4節 騒音・振動

1. 工場・事業場・建設作業等

(1) 概況

工場・事業場に設置される著しい騒音・振動を発生させる施設を特定施設といい、騒音規制法や振動規制法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例により定められています。この特定施設を有する工場・事業場を特定工場といい、届出が義務付けられ、法及び条例の規制を受けます。

建設作業で、特に著しい騒音・振動を発生するくい打ち機やさく岩機等の作業については特定建設作業として届出が義務付けられ、法による規制を受けます。届出者に対しては、周辺の生活環境に配慮した作業の実施や周辺住民への事前周知の徹底等の指導を行っています。

(2) 現状と対策

(ア) 騒音・振動苦情の状況

令和5年度の騒音苦情件数は、総苦情件数248件中38件と全体の約15%を占めています。発生源別にみると、工場・事業場及び建設作業で騒音苦情の約87%となっています。その他は家庭や店舗から発生したものでした。

振動苦情件数は3件で、工場・事業場及び建設作業によるものでした。

図 2-4-1 騒音苦情の発生源別内訳

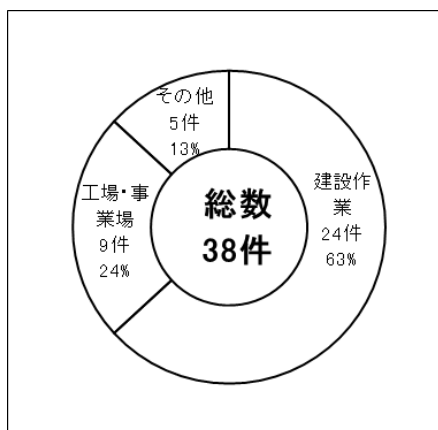
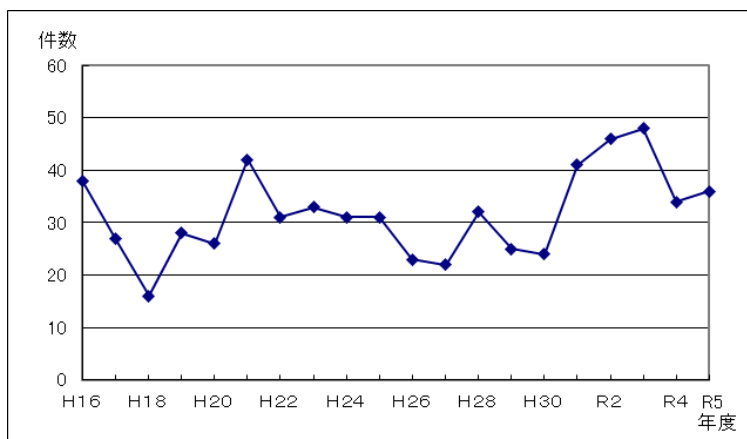


図 2-4-2 騒音苦情数の経年変化（過去20年間）



(イ) 工場・事業場

① 特定施設の届出状況（令和5年度）

騒音の届出特定施設数は2,978件で、内訳は、空気圧縮機等、織機、金属加工機械、印刷機械の順に多く、この4施設で全体の約9割を占めています。振動の届出特定施設数は1,731件で、内訳は、織機、金属加工機械、圧縮機、合成樹脂用射出成形機の順に多く、この4施設で全体の約8割を占めています。

図 2-4-3 騒音規制法の特定施設

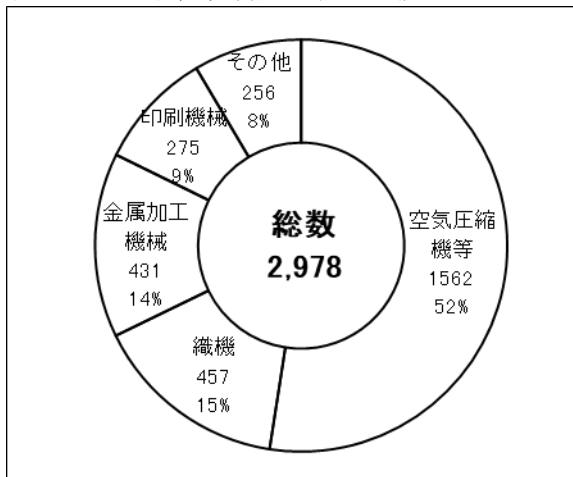
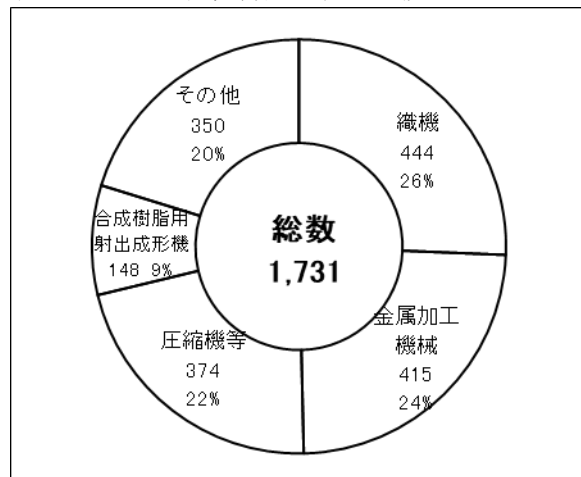


図 2-4-4 振動規制法の特定施設



② 特定工場への立入調査結果

令和5年度は、苦情相談があった廃棄物リサイクルの事業場について騒音の立入調査を実施した結果、基準値内でしたが騒音の低減について要請を行いました。また、がれき類の破碎を行う事業場について振動の立入調査を実施し、測定結果が基準値超過であったため、振動の低減に向けた対応を指導しました。

(ウ) 特定建設作業

令和5年度の特定建設作業の届出状況は、さく岩機、杭打ち機等を使用する作業がほとんどでした。特定建設作業関係での苦情相談は、騒音が13件、振動が1件でした。

表 2-4-1 特定建設作業届出件数（騒音規制法）

使用機器種類	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
くい打ち、抜き機等	6	12	14	18
さく岩機	31	43	57	57
空気圧縮機	2	2	3	4
バックホウ	0	0	1	0
ブルドーザ	0	0	0	0
計	39	57	75	79

表 2-4-2 特定建設作業届出件数（振動規制法）

使用機器種類	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
くい打ち、抜き機等	5	12	13	16
鋼球	0	0	0	0
舗装版破碎機	1	0	0	0
ブレーカー	12	25	30	20
計	18	37	43	36

2. 自動車騒音・道路交通振動

(1) 概況

主要幹線道路の自動車通行に伴う環境の実態把握を行うため、交通量の多い路線を中心に調査対象路線を選定し、計画的に毎年3路線について騒音・振動調査を実施しています。

令和5年度は、大和城島線、久留米筑後線、中津白口線の3路線において測定を行いました。

(2) 現状と対策

① 自動車騒音

自動車騒音調査を実施した3路線全てにおいて、昼間・夜間の時間帯いずれも環境基準に適合しました。

自動車騒音は、評価対象となる幹線道路（一般国道、高速道路、県道、4車線以上の市道等）の沿道にある住居の戸数に対して、環境基準に適合した戸数の割合を求めて評価します。これを面的評価と言います。対象地域は評価対象となる幹線道路から50mの範囲内で、住居等が受ける騒音レベルを実測し、この値を基に予測式を用いて区域内の各戸における騒音レベルを算出します。

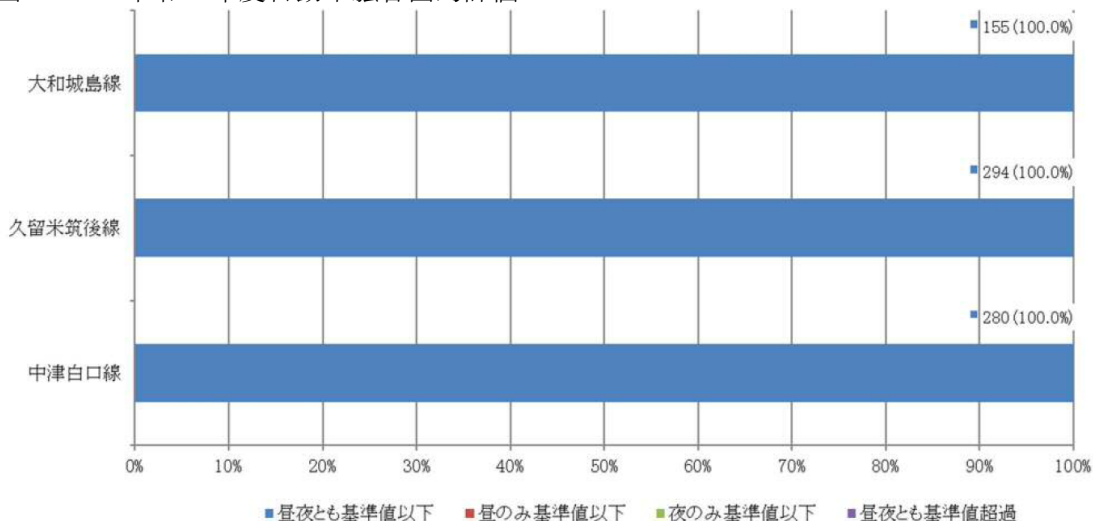
自動車騒音の対策については、バイパス整備等の交通量の分散や交差点改良、道路構造の改善等が挙げられますが、これらの改善には多くの費用と時間を要します。なお、測定結果については庁内関係部局及び道路管理者である関係行政機関に報告しております。

表 2-4-3 令和5年度自動車騒音測定結果

[単位：L_{Aeq} dB]

測定地点	昼（6～22時）		夜（22～6時）	
	測定値	環境基準	測定値	環境基準
大和城島線 (久留米市城島町六町原325-5)	65	70	57	65
久留米筑後線 (久留米市高良内町2818-1)	66		60	
中津白口線 (久留米市大善寺町宮本165-12)	66		58	

図 2-4-5 令和5年度自動車騒音面的評価



② 道路交通振動

自動車振動調査を実施した3地点全てにおいて、昼間・夜間の時間帯いずれも要請限度※（環境基準はない）を超過した地点はありませんでした。

表 2-4-4 令和5年度道路交通振動測定結果

[単位：L_{V10} dB]

測定地点	昼（8～19時）		夜（19～8時）	
	測定値	要請限度	測定値	要請限度
大和城島線 (久留米市城島町六町原325-5)	41	65	25	60
久留米筑後線 (久留米市高良内町2818-1)	37		27	
中津白口線 (久留米市大善寺町宮本165-12)	36		23	

※要請限度：道路交通の振動により道路周辺的生活環境が著しく損なわれている場合、市町村長が公安委員会等に対し、道路交通法による措置を取るよう要請する際の基準。